

魚津市告示第161号

指定管理者の指定について

魚津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年魚津市条例第25号）第4条の規定により、指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第5条第1項の規定により告示する。

令和5年12月19日

魚津市長 村椿 晃

施設の名称	指定管理者となる団体等の名称	主たる事務所の所在地	施設の名称
片貝農山村文化交流館	三ヶ生産森林組合	魚津市東蔵513番地	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
魚津市大町コミュニティセンター	大町コミュニティセンター	魚津市本町一丁目1番10号	令和6年4月1日から令和9年3月31日まで
魚津市片貝コミュニティセンター	片貝地域振興会	魚津市島尻818番地	令和6年4月1日から令和9年3月31日まで
魚津市高齢者いきいきセンター	公益社団法人魚津市シルバー人材センター	魚津市北鬼江一丁目1番11号	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
魚津市児童センター	社会福祉法人魚津市社会福祉協議会	魚津市新金屋二丁目13番26号	令和6年4月1日から令和9年3月31日まで
魚津市障害者交流センター	社会福祉法人魚津市社会福祉協議会	魚津市新金屋二丁目13番26号	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで